

飯田市危険木伐採事業補助金とは、飯田市が管理する道路、河川及び水路において、倒木による被害の発生を未然に防止するため、危険木の伐採及び除去を行う個人や団体等に補助金を交付する制度です。

1 補助金の概要

① 危険木について

危険木とは、立木又は倒木で、飯田市が管理する道路、河川又は水路に被害を与えるおそれがあるものです。次のア～ウのすべてに該当する危険木を伐採、除去した場合、補助金の対象となります。

※木が枯れている場合、道路河川等に向かって大きく斜めに植生している場合、根元の状態が悪い場合等の木を対象とし、木が健全な場合は対象となりません

ア 飯田市が管理する道路河川等に隣接する土地に存するもの

イ 伐採等をしようとする危険木の高さ(倒木である場合には長さ)が5m以上であるもの

ウ 高度な技術又は高所作業車等の特殊機器が必要であるため、所有者自ら行うことが困難であり、専門業者でなければ伐採等ができないもの

② 対象者について

補助金の対象となる方は次のとおりです。

- 危険木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する者であって、市税の滞納がないもの
- まちづくり委員長が認める公共団体(各区や委員会等)

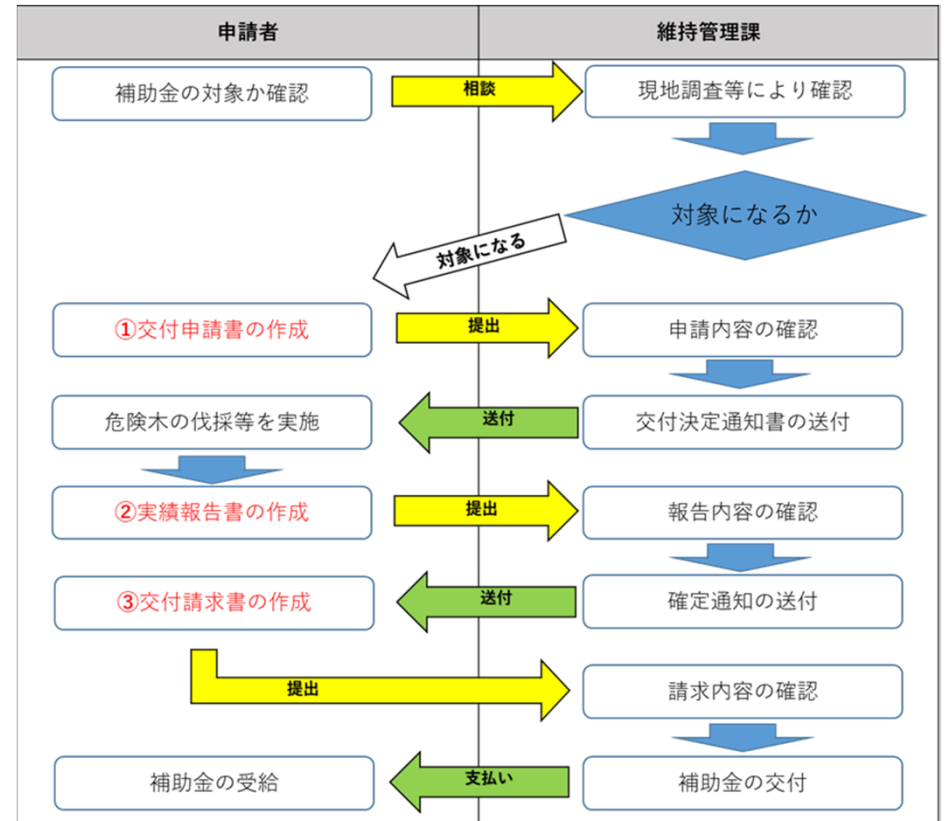
③ 補助金について

補助金の額は、危険木の伐採や除去に要した費用の1/2の額となりますが、上限は15万円です。(ただし、予算の範囲内での補助金交付となります)

2 申請書類について

補助金の申請は、伐採等を実施する前に行う必要があります。また、申請前に補助金の対象になるか飯田市役所維持管理課へご相談ください。

申請から補助金交付までの流れ



※交付決定後に**事業内容の変更**または**事業の中止・廃止等**をする場合は、変更の申請書の提出が必要となりますのであらかじめご相談ください。

【申請から補助金交付までの必要書類・注意点】

① 交付申請書の作成、提出

- 【提出書類】 交付申請書・納税状況調査同意書・見積書・位置図・写真・その他
- やむを得ず土地所有者の親族が申請・承認する場合戸籍謄本等が必要となります
 - 各区や地区委員会で申請する場合には、まちづくり委員長の承認(押印)が必要となります

② 実績報告書の作成、提出

- 【提出書類】 実績報告書・領収書等・写真(着手前、作業・木の処分状況、完了後)・その他

③ 交付請求書の作成、提出

- 【提出書類】 交付請求書
- 請求書に記載する口座は申請者本人名義の口座として下さい